

【解答例一】 I

私は、ペインさんの革命が正常な政治の一部分だという意見を否定しません。ペインさんが述べるように、他人に害を与えない限り人間には自由を要求する権利があるということには正当性があると私も考えます。ここでいう自由とは、すべての人が生まれながらにして持つ自然権です。バークさんは、自由について、統治、公共的権力、軍隊内の規律や服従、道徳ないし宗教などといったこの社会を構成している別の価値との結びつきが重要であると言います。しかし、自然権は他者に害を与えない限り、別の価値との関係で軽んじられてはならないものです。

ロックが理論化したように政治の統治の目的は人間の生命・自由・財産の保障にあります。権力が個人の自然権を侵害し、かつその権力の乱用者を現行の法で裁けないとき、市民は抵抗によって本来の政治を市民の手に取り戻さなければなりません。その意味で革命は正常な政治の一部です。革命を起こすとは、現政治権力を倒して民衆の望む社会を実現する新たな政権を樹立することです。その際に、既存の権力が独占する暴力による妨害がある場合には、それに対抗すべくやむを得ず暴力を行使することもあり得ると考えます。

【解答例一】 II

私はバークさんの、民主主義においては国民の多数派が最も残虐な抑圧を少数派に対して加えようという意見には反対です。バークさんの論点は二つあると思います。

一つは民主主義では愚かな民衆が選挙権を持つので、統治の質が下がるという見解ですね。しかし一定以上の財産や教育がある人間だけが正しい判断ができるとは言えません。いわゆるエリート層が政治を独占することで、貧困層や女性の利益と権利が配慮されてこなかった側面があります。民衆の支持が短期間で移り変わるといふ指摘もありましたが、民衆が圧政から権力を奪い、別の代表を選ぶことは民主主義の良い点ではないでしょうか。

もう一つの論点は、多数決自体の問題点です。確かに多数決では少数派の意見は不利だと考えられます。しかし、政治家は単に多数派の利益をそのまま代表しているわけではありません。議会は各政治家が自分の良心と見識により少数派の意見にも耳を傾けて議論する場です。また、議会が間違った判断をした場合に裁判所が議会の判断を審査する仕組みもあります。民主主義は人々の過ちを正す仕組みを持ち合わせています。だから君主制による決定よりも残虐とは言えません。

【解答例二】 I

ウルストンクラフトさん、そしてペインさん、私も、一方的に人民を支配し、逆らうものを暴力的に弾圧する圧政を終わらせて、人民が自由を獲得することが、歴史を発展させた新しい時代を築くと信じます。しかし、その過程で起こる殺人などの暴力を、「偶然生じたにすぎない」とし、「必要な政治の一部」とみなすことには反対です。ましてや衝動的で残忍な暴力を伴ったフランス革命に道徳的高貴さを認めることなどできません。許容範囲の曖昧な暴力を安易に肯定するならば、それによって獲得する自由と民主主義の本質を否定することになるからです。

民主主義の本質は多様性を認める寛容の精神です。自らの自由と同様に他者の自由を認め、利害を調整して共生を求めるには、他者への寛容が不可欠です。暴力という不寛容はその意味で民主主義の本質を損ないます。暴力を暴力で、つまり不寛容を不寛容で打倒すれば、暴力の連鎖をもたらすだけです。

私は暴力を伴う圧政に対して、不服従かつ非暴力的な闘い方があると考えます。たとえ多くの犠牲が払われ、長い年月がかかろうとも、それによって得られる自由と民主主義は強固であり、長く続くものになるでしょう。

【解答例二】 II

私もバークさんと同様に、多数者の圧政とその残酷性を危惧します。もちろん、封建権力が民衆を恐怖と暴力で支配する残酷さは忌むべきことです。しかし、民主主義における多数者の圧政はそれとは別の意味で極めて残酷です。前者は非理性的な暴君による理不尽な残酷ですが、後者は多数決で総意とされた多数者の意向によって少数者の権利が奪われるという残酷さです。しかも、感情的で非理性的な人々も多く含む一定年齢以上の誰もが有権者となれば、煽情的な政治家が国民をコントロールすることで多数者の専制を招き、少数者は社会から抹殺されかねません。もちろんそれに力で抵抗すれば拘束され処罰されるという意味で暴力的支配も受けます。

私は、少数民族や障害者、移民など、多数者の「外部」にある人たちも含めたすべての民衆が良く生きられる社会を実現したいと考えます。しかし、そのことと即座にすべての国民の統治能力を信頼して普通選挙を実施することは区別すべきです。国民の主権者としての能力が教育を通じて涵養され、地域での協同的な活動への参加によって磨かれた先に普通選挙を実施すれば、公共的な利益を追求する民主政治が実現するはずですが。

【解答例三】 I

ペインが述べる通り、腐敗して改革が可能な政体を、人民が変更することは認められるべきだ。フランスの旧体制は自らの特権の維持を優先し、人民に平等に保障されるべき自由を認めず、自然権の侵害を繰り返した。フランス革命は、こうした国家体制を覆す運動だった。人民は、みずからの自由と自然権を保障するため、新たに憲法を作り、それに基づいた国家体制を構築した。つまり、フランスの人民は主権者として、自らの憲法制定権力を行使したのである。私は、それを正当と考える。

とはいえ、革命に伴い、人民が行う種々の暴力行為を「正常な政治の一部分」とみなし、肯定する主張には同意できない。憲法制定権の行使は超実定的であり、既存の法秩序の「枠外」に出ることを意味する。そのような例外的な状況を「正常な政治」の一部とみなすことは難しいだろう。また、憲法制定権力を無制約の権力と見なし、それゆえに暴力行為も「正常」である、と考えることにも反対だ。なぜなら、国家体制の変革に暴力が必須であるとは言えないからだ。過去の歴史を見ても、暴力を伴うことなく政体の変更が成就した例は存在する。

【解答例三】 II

バークの述べる通り、民主制が多数派による少数派の権利侵害を引き起こす危険性があるのは事実だ。それゆえ、憲法によって少数派を含む個人の自由や権利を保障し、民主制の暴走を抑止する立憲主義の仕組みが必要となる。また、立法・行政・司法が独立性を持ち、相互に監視牽制し合う三権分立の仕組みも、多数派専制を抑止するために必要だ。

しかし、民衆の政治的資質に疑義を唱え、英知と閑暇を持つ者だけが政治を行うべき、というバークの考えには賛同できない。この考え方は、多くの人々を政治から排除するのに利用されてきた。特に、子どもや家族のケアを選択せざるを得ない女性たちは、「公的な事柄よりも私生活を優先する」という理由で、政治参加の道を阻まれてしまう。その結果として、社会に多く存在する、ケアを担う人々の意見が政治に反映されず、彼らのニーズに対応した政治が実現しない。民主制は確かに衆愚に繋がるリスクがある。しかし、熟議を徹底し、少数派を含む多様な人々の意見を政治決定に反映させ、議会以外で行われる公共的討論を重視することで、共通善を見出し、統治に必要な徳性を発揮した決定を行うことは可能だ。

【解答例四】 I

私は、二一世紀を生きる人間として、日本からこの議論に参加したいと考えます。

ウルストンクラフトさんが言うように、自由を得るために闘うことは市民の正当な権利です。現代においては、抵抗権として許容されるべきものは、各国の憲法に明記されていません。つまり、実定法として規定されていませんが、革命は容認されていません。

フランス革命は、結果として国王一家の処刑に至る過激なものでした。ペインさんが言う通り、旧体制が改革不能までに腐敗していたとしても、許容限度を超えているでしょう。これがイギリスの名誉革命のような形をとっていたら、バークさんも許容できるのではないですか。また、ペインさんも暴力には程度の差があることを認めています。

一方、私は現代においても、超実定的抵抗権は許容されるべきものと考えます。例えば、米軍基地の辺野古への移設工事に対する住民の抵抗運動が該当します。全ての抵抗権が実定化されているとは考えません。しかし、政権の転覆を図る暴力行為には賛同できません。フランス革命が、恐怖政治に至らず、憲法制定で留まっていたら、その過程で行使された暴力は当時の文脈で許容できます。

【解答例四】 II

バークさんは、大衆民主主義が多数者の専制をもたらすと考えているわけですが、二〇世紀前半に全体主義国家が出現したという意味で正しかったのかもしれない。そして、現在は権威主義国家が台頭しています。

権威主義国家では、その国の憲法で認められるレベルの抵抗権さえ抑圧されます。しかし、国民の多数派が政権を掌握している結果として起きていくかといえば、それは違うでしょう。大衆民主主義が衆愚政治を誘発した時代とは異なり、公教育の進展した現代においては、民衆は十分な知を備えています。

では、なぜこれほど多くの権威主義国家が存在するのでしょうか。多数派の政権掌握が、民主主義を単純に意味しないからです。選挙制度などに関して形式上は体裁を取り繕っていても、司法が違憲立法審査権を、そして、議会が国政調査権を行使できない状況は、デモクラシーが機能不全を起こしているのであり、潜在的な欠陥ではありません。

デモクラシーは、市民による自己統治を意味するので当然です。有権者から権力を委託された政府が、多数派の白紙委任を受けたように振る舞うことは許されません。もっとも、日本も他人事ではないのですが。